

資料 4

基準検討部会(第2回)提出資料

確認制度について

平成25年7月25日

目 次

1	確認制度について	1
2	運営基準等の確認制度における事項について	3
2-1	運営基準に係る論点について	3
2-2	業務管理体制の整備について	9

1. 確認制度について

1. 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

【参考】認定区分

- 1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- 2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(2) 確認制度における運営基準について

- 教育・保育施設、地域型保育事業は、
 - ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
 - ② 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

(3) 確認制度における業務管理体制と情報公表について

- (2)に加えて、施設・事業に対しては、子ども・子育て支援法において、
 - ①業務管理体制の整備(55条等)
 - ②教育・保育に関する情報の報告及び公表(58条)が求められている。

2. 検討が必要な事項の整理

- 以上を踏まえ、新制度の施行に向けて、確認制度については、
 - ①施設・事業の利用定員の考え方・ルール
 - ②教育・保育施設、地域型保育事業に関する運営基準
 - ③業務管理体制・情報公表に関するルールを定めていく必要がある。
- これらの事項の検討体制については以下の形を想定。

事項	概要	検討の場
利用定員	・各施設・事業の類型に応じた利用定員の設定に関する考え方、整理 ・基本指針（事業計画）と密接に関連	子ども・子育て会議
運営基準	・給付の対象施設・事業として運営上求められる基準について整理 ・認可基準と密接に関連	基準検討部会
業務管理体制	・適正な給付の実施、コンプライアンス体制について整理	基準検討部会
情報公表	・給付の対象となる施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について整理 ・基本指針と関連	子ども・子育て会議

2-1. 運営基準に係る論点について

1. 運営基準について

(1) 概要

- 上記1において記載されているとおり、給付(委託費)の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業の運営に関する基準については、その対象とすべき事項に関する検討が必要となる。
- 加えて、国基準のうち、
 - ・「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」事項は「従うべき基準」
 - ・「それ以外の事項」については「参酌すべき基準」となることから、この分類に関する検討も併せて必要。
- 併せて、認可基準において定めている事項又は定めるべき事項との関係についても留意が必要。
 - ※ 介護保険制度における特別養護老人ホーム等についても、認可基準と指定基準において重複している項目、指定基準のみにおいて定められている項目等が存在。

2. 運営基準の主な検討項目等について

(1) 運営基準に規定することを検討する事項について

- 運営基準に規定する内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。

分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの心身の状況の把握・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)・バックアップ教育・保育施設との連携(地域型保育事業のみ)・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・非常災害対策、衛生管理・事故防止及び事故発生時の対応・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)・苦情処理・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)・記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

(2) 主な検討項目・論点

① 利用開始に伴う基準

i) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

- 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、実務面における対応について検討が必要

※ 介護保険等では、契約に関しては社会福祉法に基づき書面による契約が求められている。

※ 保育の利用に係る契約においては、通常保育の利用日・利用時間帯の明示等が必要

ii) 応諾義務

- 利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」の範囲、内容(滞納、保護者とのトラブルなど)について、どう考えるか。

※ 応諾義務と関連して、児童福祉法に基づく措置制度の運用方法についても検討が必要

iii) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

- 定員を上回る利用の申込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

iv) 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

② 教育・保育の提供に伴う基準

i) バックアップ教育・保育施設との連携(地域型保育事業のみ)

※ 認可基準との関係について整理が必要。

ii) 上乗せ徴収等の取扱い

- 実費徴収に限度を設けるかどうか。

※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。

- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示することを求める。

※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

iii) 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

※ 特例施設型給付の取扱いと合わせて検討が必要。

③管理・運営等に関する基準

i) 運営規程の策定

- 運営規程において定めるべき重要事項(例:施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等)について、どういったものを求めていくか。

※ 施設法(学則・運営の方法等)との関係に留意。

ii) 個人情報管理(秘密保持)

- 支給認定証の記載事項となる、利用者負担額(=保護者の所得)、母子家庭、障害の有無など、個人のプライバシーに関わる情報に関する配慮について検討が必要。

iii) 事故発生の防止、発生時の対応

- 事故発生時の事故内容、対応についての報告、記録、賠償等について、どう考えるか。

iv) 評価

- 教育・保育の質に関する①自己評価、②学校関係者(保護者)評価、③第三者評価のあり方等について、検討が必要。

※ 認定こども園法、学校教育法、社会福祉法といった施設法・事業法との関係に留意

※ その際、特に第三者評価の受審に当たって必要となる費用に関するコスト評価については、給付との関係に留意が必要。

v) 会計の区分

- 会計処理方法について、ア)法人種別ごとの会計処理、イ)区分経理、ウ)使途制限等の取扱いについて、検討が必要。

④撤退時のルール

- 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際、施設設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供をおこなわなければならないとされているが、この取扱いについて、どう考えるか。

(参考) 特別養護老人ホームの認可基準・指定基準について

特別養護老人ホーム（認可基準） (特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第46号)	介護老人福祉施設（指定基準） (指定介護指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第39号)
<ul style="list-style-type: none"> 1 総則 2 基本方針 3 構造設備の一般原則 4 設備の専用 5 職員の資格要件 6 職員の専従 7 運営規程 8 非常災害対策 9 記録の整備 10 (削除) 11 設備の基準 12 職員の配置基準 12の2 サービス提供困難時の対応 13 入退所 14 入所者の処遇に関する計画 15 処遇の方針 16 介護 17 食事 18 相談・援助 19 社会生活上の便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 1 基本方針 (→3) 2 人員基準（職員の員数、資格要件、専従要件等） (→2) (→23) (→26) (→37) 3 設備基準（設備の専用を含む） (→2) 4～37 運営基準 4 内容・手続の説明及び同意 4の2 提供拒否の禁止 4の3 サービス提供困難時の対応 5 受給資格等の確認 6 要介護認定の申請に係る援助 7 入退所 8 サービス提供の記録 9 利用料等の受領 10 保険給付の請求のための証明証の交付 11 サービスの取扱方針 12 施設サービス計画の作成 13 介護 14 食事 15 相談・援助 16 社会生活上の便宜の提供等

<p style="text-align: center;">特別養護老人ホーム (特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第46号)</p>	<p style="text-align: center;">介護老人福祉施設 (指定介護指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第39号)</p>
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>20 機能訓練 21 健康管理 22 入院期間中の扱い</p> <p>23 施設長の責務</p> <p>24 勤務体制の確保等 25 定員の遵守</p> <p>26 衛生管理等 27 協力病院等</p> <p>28 秘密保持等</p> <p>29 苦情処理 30 地域との連携等 31 事故発生の防止・発生時の対応</p>	<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>17 機能訓練 18 健康管理 19 入院期間中の扱い 20 入所者に関する市町村への通知 (不正行為による保険給付を受けた場合等) 21 管理者による管理 22 管理者の責務 <u>22の2 計画担当介護支援専門員の責務</u> 23 運営規程 24 勤務体制の確保等 25 定員の遵守 26 非常災害対策 27 衛生管理等 28 協力病院等 <u>29 掲示</u> 30 秘密保持等 <u>31 広告</u> <u>32 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</u></p> <p>33 苦情処理 34 地域との連携等 35 事故発生の防止・発生時の対応 <u>36 会計の区分</u> 37 記録の整備</p>

2-2. 業務管理体制の整備について

1. 業務管理体制について

(1) 概要

- 子ども・子育て支援法では、給付(委託費)の適正な実施を担保していくため、確認を受けた教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備した上で、届出を求めるとしている(子ども・子育て支援法55条)。

※介護保険制度、障害者自立支援制度と同様

- また、届出に当たっては、以下の区分に応じた届出が求められている。
 - ・確認に係る施設・事業が1つの市町村に所在する場合:市町村
 - ・確認に係る施設・事業が2つ以上の都道府県に所在する場合:内閣総理大臣(国)
 - ・それ以外の場合:都道府県

(2) 主な検討項目

- 業務管理体制の整備に当たって、設置者、事業者の規模と当該規模に応じて求める整備の内容をどの程度のものとするのか、検討が必要。

【参考】介護保険制度における運用

法令遵守責任者の選任

事業所数 20未満

法令遵守規程の整備

法令遵守責任者の選任

事業所数 20以上100未満

法令遵守に係る監査

法令遵守規程の整備

法令遵守責任者の選任

事業所数 100以上

- また、上記(1)の整理に従って、国・都道府県に対して届出を行った場合、確認の実施主体である市町村に対して、併せて同様の届出を求めるとについて、検討が必要。